岐阜市福介号外

平成30年1月11日

　訪問介護相当サービス

事業所管理者　様

通所介護相当サービス

岐阜市福祉部介護保険課長

岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（みなし指定）の

指定期間満了に係る手続きについて（依頼）

　平素は、本市の介護保険行政に御協力をいただき、誠にありがとうございます。

　さて、平成27年3月31日までに指定介護予防訪問介護及び指定介護予防通所介護の指定を受けた事業所において、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業（みなし指定）は、**平成30年3月31日が指定期間満了日となっております。**

つきましては、総合事業（現行相当）の事業所として引き続き指定するため、下記のとおり必要書類を提出していただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1　提出期間　　　**平成30年2月1日（木）～平成30年3月1日（木）**

2　提出方法　　　郵送又は窓口まで持参してください。

　　　　　　　　　※これまでは窓口の受付を原則としておりましたが、**今回混雑が予想されるためできる限り郵送**でお願いします。その際は、封筒に、「総合事業に関する指定書類在中」と記載してください。）

3　提出書類

(1)　訪問介護相当サービス

　　・指定(許可)更新申請書（様式第1号（第3条―第5条関係）)

・「変更がない旨の申立書」(訪問介護相当サービス)

・「添付書類一覧(訪問型サービス（現行相当）)」のうち、

番号2(付表1)、3（申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等）、13(当該申請に係る資産の状況)、16(参考様式9-1　誓約書（介護予防・日常生活支援総合事業用))、17(参考様式9-2　役員の氏名等)の書類

(2)　通所介護相当サービス

　　・指定(許可)更新申請書（様式第1号（第3条―第5条関係）)

・「変更がない旨の申立書」(通所介護相当サービス)

・「添付書類一覧(通所型サービス（現行相当）)」のうち、

番号2(付表2)、3（申請者の定款、寄附行為等及びその登記事項証明書又は条例等）、14(当該申請に係る資産の状況)、15(参考様式9-1　誓約書（介護予防・日常生活支援総合事業用))、16(参考様式9-2　役員の氏名等)の書類

※提出書類データのホームページ掲載場所

　岐阜市ホームページ＞組織別索引＞介護保険課＞事業者の皆様へ＞新しい介護予防・日常生活支援総合事業について＞介護予防・日常生活支援総合事業　各種様式

※総合事業（みなし指定）の指定期間満了に伴い、総合事業（現行相当）の指定を受けた場合、その効力は、各市町村の区域内においてのみその効力が及ぶこととなります。そのため、**市外の利用者がいる場合は、当該利用者の保険者である市町村の指定が必要となる**ことから、各市町村にお問い合わせいただき、指定の手続きいただきますよう、お願いいたします。

※休止中のままの事業所・施設については、指定更新を受けることはできず、当該満了日の経過により指定の効力を失うこととなりますので、ご注意ください。

※平成30年4月1日以降に、総合事業（現行相当）の事業所として引き続き指定を希望しない事業所におかれましては、その意向を確認するため、**平成30年3月31日付での廃止届出書（介護予防・日常生活支援総合事業　廃止（休止）届出書（様式第3号（第5条関係）））の提出をお願いします。**なお、廃止日の1月前（平成30年2月28日）までに届け出てください。

4　その他

　(1)　運営規程

介護予防訪問介護及び介護予防通所介護は平成30年3月31日をもって、岐阜市介護予防・日常生活支援総合事業への移行が完了します。**移行に伴い、運営規程より介護予防訪問介護及び介護予防通所介護に関する事項を削除願います。運営規程の変更に際しては、変更届出が必要となりますので、変更日(平成30年4月1日)より10日以内に変更届出書の提出をよろしくお願いします。**

　(2)　請求時のサービスコードの変更

**総合事業（みなし指定）と総合事業（現行相当）では、介護給付費の請求時のサービスコードが異なります。**具体的には、サービス種類コードが訪問型サービスはA1、通所型サービスはA5で始まる６ケタのコードでこれまで請求いただいていたところ、訪問型サービスはA2、通所型サービスはA6で始まる６ケタのコードを用いて請求いただくことに変わります。**サービスコードを間違うと、介護給付費の支払いができなくなります**ので十分ご注意ください。

|  |
| --- |
| 岐阜市福祉部介護保険課支援係 担当：加藤（訪問相当サービス）  池田・加納（通所相当サービス） 〒500-8701　岐阜市今沢町18番地 TEL：058-214-2093(ﾀﾞｲﾔﾙｲﾝ) FAX：058-267-6015 ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ：[kaigo@city.gifu.gifu.jp](mailto:kaigo@city.gifu.gifu.jp) |